

いわて県 農業会議通信

令和7年度スローガン

地域計画の実現とブラッシュアップを進めよう!

No. 85

農地の日に「地域計画」と「農地集積」を考える

1 県内全ての市町村で410の地域計画を策定

農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業のあり方や農地利用の目標等を定めた「地域計画」が、令和7年3月までに県内全ての市町村で410策定されました。関係者の皆様の取組に敬意を表します。

今後、農業委員会は、目標地図に位置付けられた将来の耕作者（農業を担う者）へ、農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画）による権利移動を促すこととなりますが、個々の地域計画をみると、将来の受け手が位置付けられていない農用地（白地農地）が多くあります。その背景は担い手不足の他に、意向把握や話し合いが不十分で、目標地図に位置付けられなかった将来の耕作者もいるのではないかと推察しています。

こうした地域では、現在の耕作者の意向把握を進めつつ、規模拡大の意欲を持った受け手の他、現状維持等の耕作者も含めて、農業を担う者として位置付けることにより、より現実的な将来の姿が見えてくるのではないのでしょうか。

2 岩手県の担い手への農地集積率56%

令和7年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、担い手への農地集積割合を7割とする目標が示されました。県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では、県央広域圏80%、県南広域圏85%、沿岸広域圏60%、県北広域圏70%を目標としており、農業委員会の皆様にも、これに沿った目標設定をお願いし、最適化活動に取り組んでいただいております。

先般、東北農政局から担い手への農地の集積状況が公表（右表）され、岩手県は56%で、東北平均61.3%を下回っています。担い手からは「規模拡大するうえで水田の整備が不可欠」との声がありますので、基盤整備事業を導入するなど関係者が連携して、集積率の向上に取り組んでいきましょう。（佐藤 圭）

東北各県の担い手への農地の集積状況（令和7年3月末現在）

県名	耕地面積	担い手への集積面積	担い手への集積率	【参考】水田整備率
青森県	147,300ha	88,308ha	60.0%	68.5%
岩手県	146,000ha	81,800ha	56.0%	54.5%
宮城県	123,900ha	81,126ha	65.5%	72.0%
秋田県	145,600ha	104,287ha	71.6%	70.5%
山形県	113,200ha	81,351ha	71.9%	79.9%
福島県	133,700ha	59,552ha	44.5%	75.6%
東北 計	809,700ha	496,424ha	61.3%	70.3%

※水田整備率：30a程度以上区画整備済み面積／田の面積（令和5年農林水産省）

※東北農政局のホームページに市町村別の集積率が掲載されています。

県選出国會議員に政策提案を実施

農業会議と市町村農業委員会は、5月29日に衆議院第1議員会館の会議室において、県選出国會議員に対して、全国農業委員会会長大会で決議された「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた政策提案」を行ったほか、現場で活動している農業委員会会長等から地域の現状や課題について提言いただき、議員と意見交換を行いました。

政策提案では、農業の構造転換のための別枠予算の確保、農業の持続的発展に向けた所得向上、基盤整備事業の加速的推進、コメ政策の見直し、地域計画の実行体制の構築、農業委員会組織の予算確保と体制整備等について要請を行いました。

また、各会長からは、生産者・消費者双方が納得できるコメ価格の設定、中山間地域等直接支払制度の交付基準の見直し、多様な担い手に対する所得保障等による支援の充実、地域計画の実現に向けた基盤整備事業予算の確保、備蓄米放出による飼料用米不足の懸念等、様々な意見が出されました。

出席した階議員からは、地域の実情と課題を踏まえ、農業政策、財政政策の両面からしっかり対策をしていきたいと発言がありました。



挨拶する杉原会長



農業委員会会長からの意見に応える階議員

● 令和7年度定時社員総会開催 ●

令和7年度定時社員総会を6月27日、盛岡市・岩手県産業会館で開催しました。

総会では、令和6年度事業を報告するとともに、令和6年度決算について原案通り承認いただきました。

また、理事の補充選任が行われ、下記の方々が新たに選任されました。

総会終了後に開催された理事会では、盛岡市農業委員会 北田晴男会長が副会長に選定されました。

新たに就任した役員は次の通りです。	退任された役員は次の通りです。 ありがとうございました。
理 事 橘 潤一郎（二戸市農業委員会会長） 千葉 和彦（公益社団法人岩手県農業公社理事長）	副会長理事 安藤 直美（令和7年2月28日付退任） 理 事 佐々木 隆（令和7年6月19日付退任）

農地利用最適化推進委員の活動紹介

九戸村農業委員会

九戸村農業委員会は、農業委員10名、推進委員6名で活動しており、大崎賢治推進委員（45）は、令和5年7月に推進委員に就任し2年目を迎えています。

大崎委員は、日頃から村内の農業者に積極的に声をかけ、農地パトロールで得た情報を活かし、農地の集積・集約の相談や農業に関わる様々な情報交換をしています。令和6年2月から開催した地域計画説明会では、担当地区はもとより担当地区以外にも複数回出席し、地域の農業の担い手の皆さんと効率的な農地の利用の仕方、耕作農地の増やし方について意見を交わしました。「どうしたら農地が使いやすいか、どのように耕作農地を増やしたらよいか、お互いにどこを交換したら生産性が上がるかシミュレーションし、説明会に参加した農家の人達と大変有意義な時間を持てた」と話してくれました。

また、大崎委員は水稻の大規模農家で、「新岩手農協二戸稲作生産部会九戸支部」の副支部長、「二戸地域白銀のひかり栽培研究会」の会長も務めています。新品種「白銀のひかり」に関しては昨年から県委託のモデル展示圃場として作付けを担当しました。新品種のためまだまだ試行錯誤をしている状況ですが、自らの経験で得た情報は生産者へ惜しみなく提供しています。

「良い情報はもちろんのこと、悪い情報も解決策を考えて話し合うことを信条としている。推進委員として勉強中であるが、担い手を増やし遊休農地を解消するにはいかに効率的に作業し収益を上げるかだと思われるので、村内の農業者と共に模索していきたい」と、今後の活動について語ってくれた期待の若手推進委員です。



農業委員会の活動紹介

大船渡市農業委員会

令和7年2月8日（土）、大船渡市末崎町にある麟祥寺付近および碁石椿園において、農業委員および農地利用最適化推進委員の4名が参加し、「つばきの実拾い」を行いました。

この活動は令和5年度から継続して実施しており、当日は冬晴れの穏やかな気候に恵まれ、参加者は、落ち葉の間に隠れた、市の花でもある「つばき」の実を丁寧に拾い集め、作業時間約3時間で、約2.5キログラム収穫しました。今年は実のつきが悪く、不作でしたが、参加者は協力して最後まで取り組みました。

拾い集めたつばきの実は、椿油として加工し、「大船渡市産業まつり」で販売する予定です。地域で採れた自然の恵みが形を変えて、地元の特産品として多くの方々に届けられることになります。

この取り組みは、地域資源の活用にもつながる貴重な活動であり、今後も継続していく予定です。



「農地の日」の取組について

本県では、昭和27年に農地法が制定された7月15日を中心に、県内の農業委員会が一斉に農地パトロールに関する活動を展開するほか、各地で創意工夫を凝らした多彩な取組を行っており、今年で13年目を迎えます。

また、今年度は、地域計画のブラッシュアップを進めるとともに、地域計画の実現に向けて農地利用の集積・集約化を強力に進めることが求められています。農業委員会の果たす役割も大きく、期待が高まっているなかでの取組となります。

農業委員会活動の見える化を図るとともに、広く県民の食料・農業に対する理解と関心を深める取組にしましょう。



委員による遊休農地解消事業に係る草刈作業（久慈市農委）

令和6年度の
取組から



農地転用許可、形状変更届出地の
現地確認（北上市農委）

「雇用就農資金」の活用について

「雇用就農資金」は、令和4年度から、世代間バランスのとれた農業就業構造にするため「50歳未満の農業従事者の確保」と「地域農業の発展支援」をねらいに実施しています。具体的には、全国農業会議所が、50歳未満の就業希望者を新たに雇用し、実践研修を実施する農業法人等に対して、最長4年間資金を助成するものです。雇用就農者育成・独立支援タイプ、新法人設立支援タイプ、次世代経営者育成タイプがあります。

最も利用が多い「雇用就農者育成・独立支援タイプ」では、開始から令和6年度までに、新たに採択された雇用就農者は本県で114名（79法人等）、全国では5,474名（4,476法人等）となっています。本県では、年度の採択者数がやや減少しており、募集時には岩手県農業法人協会会員や、過去に「農の雇用事業」を活用した経営体に活用を呼びかけるとともに、就農イベントや県機関に制度の内容を周知しているところです。

募集は、年度内に例年3回あり、本年度第2回目の募集が7月1日～8月4日です。事業支援期間は2025年10月1日～2029年9月30日（4か年）で、支援対象となる雇用就農者は支援開始日時点で、正社員としての就業期間が4ヶ月以上12ヶ月未満を経過している必要があります。今回の場合は、採用日が2024年10月1日～2025年6月1日となります。

なお、「雇用就農者育成・独立支援タイプ」では、令和7年度から「1年度あたりの新規採択者数が5人まで」など事業要件の変更があったほか、雇用就農者、農業法人等それぞれに細かい要件があります。応募する際には、ホームページ（農業をはじめの.JP）で確認するか、農業会議まで問い合わせてください。

新規就農者の確保・育成に係る 岩手県農業公社の助成事業について

公益社団法人 岩手県農業公社

1 「担い手育成特定資産事業」

新たに農業を始める方や新規就農者を指導する経営体を支援する事業です。

対象経費や要件、申請などの詳細については、当公社ホームページをご覧ください、最新の「担い手育成特定資産事業規程集」を確認いただくか、お問い合わせください。

(1) 新しく農業を始める方・農業を始めて間もない方向けの事業

① 新規就農者等技術研修事業

新規就農（志向）者に、岩手県立農業大学校が開催する研修の受講経費を助成
助成額（助成率）：5万円/人以内（1/2以内）

② 新規就農スタートアップ支援事業（農業機械・施設の導入）

認定新規就農者や就農5年以内の認定農業者に、農業機械・施設（中古ハウスを除く）の
取得経費・修理費、中古ハウスの移設費・修理費を助成
助成額（助成率）：50万円/経営体以内（1/2以内。ただし、農地中間管理事業で新たに
利用権を設定した場合は2/3以内）

③ 新規就農スタートアップ支援事業（排水・土壌改良等）

施設園芸品目の栽培ほ場の排水対策、土壌改良及び客土等の生産基盤の整備に要する経費
を助成
助成額（助成率）：15万円/経営体以内（1/2以内）

(2) 農業経営者向けの事業

① 就農促進実践研修支援事業

研修を希望する新規就農希望者を受け入れる経営体に、指導に必要な経費を助成
助成額：研修生1人当たり2,000円/日ただし、2万5,000円/月以内

2 「新鮮いわて農業チャレンジ体験研修」

農業に関心がある方や農業を職業として考えている方などを対象に県内の様々な農業法人等
で、農業体験ができる事業です。

実施期間：令和7年5月29日～令和7年12月19日

次の2つのコースが選べます。

(1) チャレンジコース（1～2日）

農業や就農に関心があり、農作業体験を希望する方におすすめです。

(2) インターンシップコース（最長5日間）

岩手県内での就農等を考えており、研修先や雇用就農先を探している方におすすめです。

参加費無料、県外から参加する方には宿泊費助成があります。（要件あり）

右記の当公社ホームページで募集要項を確認し、希望日の14日前までに、
申込書を郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。



いずれも、お問合せは、公益社団法人岩手県農業公社 就農支援部 TEL：019-651-2279まで。

農業者年金加入推進ニュース

令和6年度の新規加入は35人で、残念ながら目標を下回りましたが、7年ぶりに増加に転じました。関係者各位の御尽力に感謝申し上げます。

表1 令和6年度加入実績

	6年度目標	6年度実績	5年度実績	前年対比
岩手県	81人	35人	33人	+2
若年層(20～39歳)	51人	12人	14人	-2
女性	39人	10人	8人	+2

表2 令和7年度加入目標

	7年度目標
岩手県	78人
若年層(20～39歳)	49人
女性	39人

7年度の新規加入目標は78人です。増加基調が続くよう、重点対象である若年層(20～39歳)と女性を中心に、関係者一丸となって、目標達成に向け取り組んで参りましょう。

7月と8月は「前期加入推進強化月間」です。加入推進対象者それぞれの営農や世帯状況に応じて年金試算額等を予め準備するなど、効果的な推進活動を展開しましょう。

また、各農業委員会にチラシやパンフレットをお届けしていますので、御活用願います。

全国農業新聞普及ニュース

今年度の普及目標3,200部以上に対して、5月時点の普及部数は2,221部です。

今年度も、農業委員・推進委員の皆購読、農業委員・推進委員1人1部の新規購読の確保を重点に取り組むこととしています。

本県の農業委員・推進委員の購読率は72.4%で、東北6県中最下位となっています。まだ購読していない委員の方、新たに委員になられた方はぜひ購読をお願いします。

8月～10月は前期の普及強調月間です。農業委員・推進委員1人1部の新規購読の確保をお願いします。

各農業委員会会長の陣頭指揮の下、農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局一丸となった普及推進をお願いします。

農業会議では、農業委員会の総会等に合わせて、普及推進についての説明にうかがいますので、お気軽にお声がけください。

全国農業図書新刊案内

8月刊行予定 農地転用許可制度の概要をわかりやすく解説!



※表紙画像は改定前のものです。

農地法、同施行令、同施行規則の規定をベースに、豊富なイラストや許可申請書・届出書を加えて、農地転用許可制度の概要をわかりやすく解説。

農地転用の事務に携わる農業委員会等の関係者はもとより、各種開発事業に携わる皆さまにとっても、制度の概要の理解に役立つ一冊です。

<参考/改定3版の目次概要>

- 1 農地転用許可制度の概要
- 2 農地転用許可基準の概要(立地基準、一般基準)
- 3 立地基準等(農用地区区分、許可の方針と判断基準、第1種農地などで認められる場合、他法令の許可が必要ことがあります)
- 4 農用地区域内の農地の転用(農用地区域とは、農用地区域内の農地を転用する場合、農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更、農用地区域からの除外・転用の手続き、手続期間)
- 5 農地転用許可等の事務の流れ
- 6 市街化区域内の届出事務の流れ
- 7 農作物栽培高度化施設に関する特例
- 8 営農型太陽光発電設備の取扱い
- 9 違反転用に対する措置
- 10 事務処理の迅速化、11 農地転用などの問い合わせ先

図書コード：R07-14 B5判・40頁 定価660円 税込み・送料別

お申し込みは 一般社団法人岩手県農業会議へ TEL:019-626-8545 FAX:019-629-9210

編集・発行人/事務局長・松岡憲史 〒020-0884 盛岡市神明町7番5号(パルソビル4階) 電話019-626-8545 印刷/株式会社興版社